

2022 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の一部改正について

令和 4 年 4 月 27 日
内閣総理大臣決定

2022 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（令和 4 年 2 月 24 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>[略]</p> <p>1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）</p> <p>[略]</p> <p>また、<u>新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による経済・社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される中、「通常枠」とは別途、<u>新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援のための枠</u>（以下「<u>新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠</u>」という。）を設け、<u>2021 年度新型コロナ対応支援枠¹と同水準の額²に同枠の執行残の額³を加えた額を確保することとする。</u></u></p> <p>2022 年度休眠預金等交付金の額は、2022 年度及び過年度採</p>	<p>[同左]</p> <p>1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）</p> <p>[同左]</p> <p>また、<u>新型コロナウイルスの感染拡大による経済・社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される中、「通常枠」とは別途、<u>新型コロナウイルス対応支援のための枠</u>（以下「<u>新型コロナ対応支援枠</u>」という）を設け、<u>2021 年度新型コロナ対応支援枠¹と同水準の額を確保することとする²。</u></u></p> <p>2022 年度休眠預金等交付金の額は、2022 年度及び過年度採択事業への助成額のうち 2022 年度に必要となる額を含む 2022 年度の民間公益活動促進業務に必要な経費^{3,4}とする。</p>

択事業への助成額のうち 2022 年度に必要となる額を含む
2022 年度の民間公益活動促進業務に必要な経費^{4・5}とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第
19 条第 2 項第 1 号）

[略]

また、新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰により、本制度が対象とする活動分野⁶においても子供の貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みのもとで、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

3. 民間公益活動促進業務について（法第 19 条第 2 項第 2 号）

[略]

なお、指定活用団体は、2022 年度事業計画に基づく助成等関係業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。資金分配団体の公募について、通常枠は複数回の公募を行う。新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠は、公募や審査期間を短縮すること、随時公募を行うなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進める。

[略]

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第
19 条第 2 項第 1 号）

[同左]

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、本制度が対象とする活動分野⁵においても子供の貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みのもとで、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

3. 民間公益活動促進業務について（法第 19 条第 2 項第 2 号）

[同左]

なお、指定活用団体は、2022 年度事業計画に基づく助成等関係業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。資金分配団体の公募について、通常枠は複数回の公募を行う。新型コロナ対応支援枠は、公募や審査期間を短縮すること、随時公募を行うなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進める。

[同左]

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基

準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

[略]

特に、基本方針「第 3 1 (1) ① b) 資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」の実施状況について、フォローアップを進める。

なお、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠については、基準及び手続等について、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第 19 条第 2 項第 4 号）

指定活用団体は、基本方針「第 6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し定めた評価指針¹⁰に基づき、資金分配団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しない など、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

[略]

6. その他

[(1)・(2) 略]

(3) 指定活用団体は、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援も含め資金分配団体及び実行団体が増加する中であって、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、所要の経費等を 2022 年度収支予算に計上することとする。

準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

[同左]

特に、基本方針「第 3 1 (1) ① b) 資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」の実施状況について、フォローアップを進める。

なお、新型コロナ対応支援枠については、基準及び手続等について、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第 19 条第 2 項第 4 号）

指定活用団体は、基本方針「第 6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し定めた評価指針⁹に基づき、資金分配団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

新型コロナ対応支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

[同左]

6. その他

[(1)・(2) 同左]

(3) 指定活用団体は、新型コロナ対応支援も含め資金分配団体及び実行団体が増加する中であって、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、所要の経費等を 2022 年度収支予算に計上することとする。

[以下注釈]	[以下注釈]
<p>[1・2 略]</p> <p><u>3</u> 約16億円を見込む。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 2022年度の新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援に必要な助成額を含む2022年度新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援枠及び2021年度新型コロナウイルス対応支援枠に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む。</p> <p><u>6～12</u> [略]</p>	<p>[1・2 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>3</u> [同左]</p> <p><u>4</u> 2022年度の新型コロナウイルス対応支援に必要な助成額を含む2022年度新型コロナウイルス対応支援枠及び2021年度新型コロナウイルス対応支援枠に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む。</p> <p><u>5～11</u> [同左]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則
この決定は、令和4年4月27日から施行する。